

決算報告書

(第 53 期)

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月 31日

一般財団法人 健康医学協会

東京都千代田区紀尾井町4-1
ホテルニューオータニ タワー2階

損 益 計 算 書

自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日

(当期累計期間)

一般財団法人 健康医学協会

印刷日付: 令和 6年 5月 20日

(単位: 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
健康診断収入	1,513,749,249	
巡回検診収入	52,521,319	
航空身体検査収入	231,041,197	
予防接種収入	27,811,442	
健保外来収入	212,440,920	
国保外来収入	116,142,335	
公災/労災収入	910,354	
特健・保健指導・他	2,511,810	
自費収入	10,002,077	
その他医業収入	9,940,825	
会員制業務受託収入	10,080,000	
産業医収入	28,728,700	
保険査定増減・再請求(非課)	△2,445,179	
保険等査定増減(課税)	△37,294	
ストレスチェック	1,639,652	
業務受託収入(粒子線)	37,126,286	2,252,163,693
【売上原価】		
医療材料費	96,710,401	
健診委託費	33,353,145	
健診間接費	22,307,816	
検査委託費	106,334,314	
業務委託手数料	1,215,060	
外注費	1,001,000	260,921,736
売上総利益		1,991,241,957
【販売費及び一般管理費】		2,128,596,161
営業利益		△137,354,204
【営業外収益】		
受取利息	9,405	
その他事業外収入	11,863	
雑収入	21,888,773	21,910,041
【営業外費用】		
支払利息及び割引料	4,087,208	
雑損失	907,821	4,995,029
経常利益		△120,439,192
【特別損失】		
棚卸廃棄損	15,180	15,180
税引前当期純利益		△120,454,372
法人税等及び住民税		70,000
当期純利益		△120,524,372

販売費及び一般管理費明細書

自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日

(当期累計期間)

一般財団法人 健康医学協会

印刷日付: 令和 6年 5月20日

(単位: 円)

科 目	金 額
給料手当	1,041,517,905
賞 与	37,538,900
退職金	6,956,278
法定福利費	118,694,174
福利厚生費	2,515,485
通勤費	29,258,640
消耗器具備品費	307,275
消耗品費	14,926,252
事務用品費	8,322,938
支払地代家賃	352,805,604
リース(賃借)料	18,374,897
保険料	248,480
修繕費	13,970,624
支払施設使用料	26,084,040
固定資産税等	3,263,400
租税公課	100,714,524
減価償却費	51,863,498
退職給与引当金繰入額	△6,059,900
旅費交通費	869,585
通信費	17,741,749
水道光熱費	35,285,879
支払手数料	31,618,136
荷造包装費	1,671,200
運 賃	5,894,731
広告宣伝費	429,000
接待交際費	1,982,384
調査研究(新聞図書)費	76,394
労働衛生啓発(研修)費	999,700
諸会費	2,458,423
会議費	125,633
貸倒損失	40,194
研究会費	778,888
衛生費	16,359,003
渉外費	522,126
委託費	152,930,355
保守料	37,446,209
コト宿泊療養関連	5,460
雑 費	58,098
販売費及び一般管理費合計	2,128,596,161

監 査 報 告 書

令和 6 年 5 月 22 日

一般財団法人健康医学協会

監 事 須 藤 光 洋



第53期事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）の事業報告、計算書類これらの附属明細書、公益目的支出計画実施報告書、その他理事の職務の執行の監査について次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

定められた監査方法をもとに必要な調査を行い、その結果を協議して、監査を実施しました。

具体的には理事会その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、当法人の理事等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また随時説明を求めました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。
- (4) 計算書類とその附属明細書は、当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しています。
- (5) 公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、当法人の公益目的支出計画の実施状況を正しく表示しています。

以上